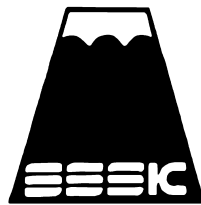


平成6年(1994年)7月18日設立
官公需適格組合(中小企業庁認定)

静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合だより



第52号

発行：令和6年7月吉日
住所：静岡市駿河区南町5番3号
TEL：054-287-5091 FAX：054-287-5092
メールアドレス：syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



私たちは、法令遵守を行動指針とし、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、地域社会の安全・安心と地域活動の活性化に貢献しています。

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は、消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」で、高度化している各種消防用設備等の安全点検に対応するには「多数の有資格者を持つ組織体制」が必要不可欠です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、有資格者を多数各組合員で雇用し各種試験器具等を用い適正点検を実施している組合です。

<組合員 61社、常用従業員 658人>

(内訳:消防設備士・消防設備点検資格者等 479人、電気工事士 206人、防火設備検査員 77人)

1 第30回通常総会等開催

(1) 組合関係者など 50名余が出席

令和6年5月16日(木)16時30分、グランディエール・ブuketーカイ(静岡市内)大会場で、静岡県消防設備保守点検業協同組合(理事長、西川和宏)は、組合設立30回目となる通常総会を開催(参加約50名余)。また、第30回通常総会前には「第9回青年部会通常総会」を開き、さらに、両通常総会後には「組合情報交換会(懇親会)」を行いました。

西川理事長は、総会冒頭の挨拶(右写真)で、設立30周年を迎えるにあたり、設立当時は現場が混乱していた時代であったので、安心して適正な業務を受託できる組織として、組合を設立し、現在に至っている。この流れを止めることなく、組合員が精進し、組合事業のより一層の充実に取り組んでいくことを力強く宣言しました。(詳細は3ページ参照)

総会には、年度当初のご多忙の中、ご出席して頂いたご来賓の皆様から祝辞を賜り、その温かい言葉から、官公需適格組合への“地域をあげた応援の言葉と激励”を頂戴しました。

県危機管理部(滝部長代理)、経済産業部(佐野経営支援課長)や県中小企業団体中央会(田中専務理事)からは、業法への取組や中小企業の儲ける力のレベルアップ等について具体的なお話も頂戴しました。

また、当日、公務などで総会に出席できなかった中沢公彦前県議会議長と竹内良訓県議会議員からは、組合を励ます心が温まるメッセージを頂戴しました。(詳細は2ページ参照)

さらに、組合情報交換会には、城内衆議院議員と、相坂県議会議員が駆けつけ熱いお言葉を頂き、会場は大いに盛り上がりました。



【理事長挨拶】



【滝部長代理祝辞】



【佐野課長祝辞】



【田中専務祝辞】

(2) 中沢静岡県前議会議員、竹内県議会議員からのメッセージ

静岡県消防設備保守点検業協同組合
令和6年度第30回通常総会 メッセージ

静岡県消防設備保守点検業協同組合令和6年度第30回通常総会の御盛會を、県議を代表いたしまして、心よりお喜び申し上げます。

皆様には日頃から、県民の安心・安全な暮らしを守るため、消防用設備等の保守点検、設備の施工等を通じて、防火対象物となる建物の防火安全対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに、深く敬意と感謝の意を表します。

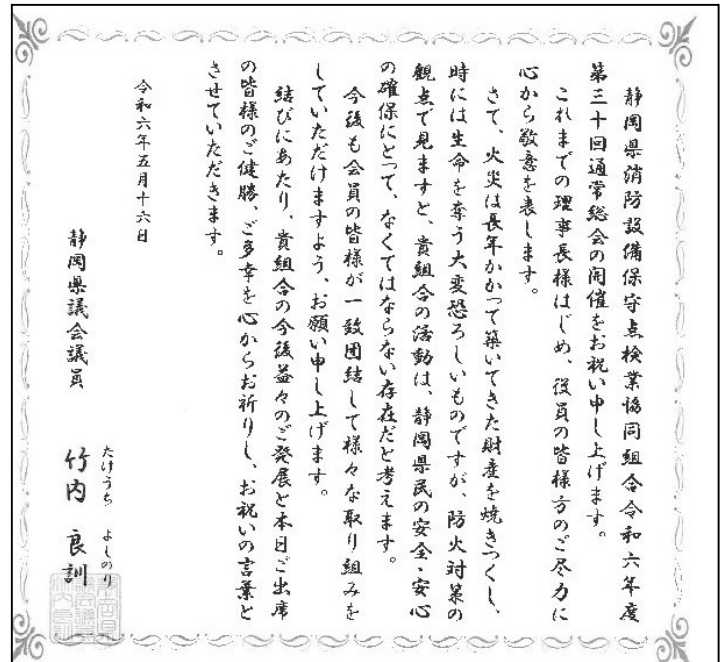
現在、消防設備保守点検業界は、競争の激化や急速なデジタル化への対応、人材不足、地域専門業者の廃業など、厳しい経営環境におかれていることと拝察しております。

そうした中で、貴組合におかれましては、最新の技術と知識を駆使して消防設備の効率的な管理と運用を実現し、県民の安全な生活環境の確保のため、絶え間なく努力を続けられておられます。さらに、地域社会と連携し、消防設備の重要性や適切な使用方法についての啓蒙活動も行っておられ、県民の安全意識の向上にも貢献していただいておりますことに、改めて深く敬意を表します。

県議会といたしましては、県民の安全で安心な暮らしを守るため、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様におかれましても引き続き、県民の安全な暮らしを支えるために、一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検業協同組合の益々の御発展と、御列席の皆様のご健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。

令和6年5月16日 静岡県議会議長 中沢公彦



(3) 令和5年度事業報告・決算と令和6年度事業計画・予算、専務理事の改選

定刻に開催した総会では、消防用設備等の点検報告は法令に基づき実施され、着実に共同受注実績などの成果をあげた令和5年度事業報告・決算。今回は特に組合経理が消費税インボイス制度導入などを踏まえ、昨年9月から税理事務を税理士事務所に外部委託し、令和5年度の決算から税理士事務所の指導により会計方式をこれまでの「現金主義」から「発生主義」に変更しました。このため、今年度は会計移行時期で決算額は増加しているが、従来方式による試算では、ほぼ前年を少し上回る決算となる見込み。

なお、令和5年度事業報告・決算と令和6年度事業計画、予算は全会一致で承認。

また、仁科前専務理事の退職に伴い、理事の選挙に関する議案を諮ったところ、満場一致で伊藤事務局長が専務理事に選任された。※総会終了後から新たに伊藤事務局長が専務理事に就任

(4) 組合活動30年事業の件(第8号議案)

平成6年に県内の15社の消防施設業者が連携して、協同組合として設立して以来、法令遵守を行動指針として確実に業務を遂行し、地域の安全・安心と地域経済の活性化に貢献してきた。

この活動を継続して続けることが重要であることから、組合活動30年を迎える令和6年度を中心に、これまで組合活動を支えていただいた組合員、組合関係者及び多くの皆様に御礼と感謝の意を伝えるとともに、今後の着実な組合活動の発展に向けて、「組合活動30年事業」を全ての組合員及び組合関係者で力を合わせ、取り組んでいく。組合の新たな未来に向けてご協力・ご支援をお願いする。



(5)第 30 回通常総会「理事長挨拶」(要約)

まず初めに、当組合は、設立 30 周年を迎える運びとなりました。

当組合は、バブル経済が崩壊した、平成 6 年に設立しました。その当時、業界では、昭和 50 年頃に設立された財団法人静岡県消防設備協会が保守点検制度の中心で、その登録会員が証紙代 500 円を払えば、設置した消防施設点検を受託できる斡旋が受けられましたが、暫くしてその制度がなくなりました。このため、消防設備協会に加入せず、異業種から参入してきた資格者を有していない業者が、公共施設等の保守・点検業務を担当し、その点検報告書は資格者一人だけでも認められるため、不適切な点検が横行していました。さらに、これまでしっかり保守点検を実施していた業者が指名入札から外れ、また、逸脱した安価な価格競争により、健全な保守点検業者の経営が圧迫されるなど、この業界は許認可が不要で、規制がないため、安心して受託できる体制の確立が出来ず、現場が混乱した時代で、その状況が現在も続いています。



こうした中、人々の人命を守る消防設備の保守・点検を、誰もが安心して委託できる業界の体制の確立とその発展を目指す、協同組合の設立が喫緊の課題でありました。

こうして、平成5年度頃から県内の 15 社の消防施設業者が連携して協同組合組織の設立に動き出しました。まず、工事の元請けである電気工事会社等に対して、行政機関から組合員である県内業者への保守・点検の必要性を訴えるとともに、そのために、安心して適正な業務を受託できる組織として組合を設立し、県知事の設立許可を受け、現在に至っています。

その後の歴史については、お手元に配布いたしました「組合活動30年史」に掲載されているとおり、この30年間を歩んできました。

この流れを止めることなく、今後も、組合の設立目的である「共同受注の確保」と「組合員への配分」を基本として、組合員が益々精進し、組合事業のより一層の充実に取り組んでまいります。

二つ目は「法令遵守の徹底」です。

現在、当組合は、組合員が61社、共同受注額は2億円を超えておりますが、この先も安定した業務が保証されているわけではありません。一度信頼を失えば、これまでの築いてきた信頼は簡単に崩れ、その信頼を取り戻すには相当な歳月が必要となります。

このため、先ずはお客様を第一とする基本姿勢を持ち、官公需適格組合に認定された組合員としての自覚と責任、さらには、法令遵守による適正な点検の実施など、今一度、組合設立当時を振り返り、組合関係者が、法令遵守の重要性を胸に刻んで、取り組んでいく必要があります。

組合員の皆様は、どうか、今一度、法令遵守を徹底し、一緒になって業界の発展と組合を支えてほしいと思います。(詳細は6ページ)

最後になりますが、私は、組合設立当初から 30 年間理事長として、多くの人に支えられ、ここまで組合活動を続けてきました。業界の健全な発展を天命として、全力で職責を全うしていく覚悟であります。既に、組合は「設立 30 年を通過点」として、組合員が一致団結して、保守点検業法の制定を目指し、持続可能な消防設備業界となるよう、次なる 40 年、50 年に向けスタートしています。

開会挨拶を締めるに当たり、これまでの多くの先人・諸先輩方に心より感謝申し上げますとともに、ご来賓の皆様には、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたしまして、私の開会挨拶とさせていただきます。有難うございました。

(6)第9回青年部会 ～青年部会の活動参加と協力へ、交流連携の促進など～

第9回青年部会通常総会が、第30回通常総会に先立ち5月16日(木)午後、全会員が出席して開催しました(右写真)。開会挨拶では、堀部成信会長から「令和5年度は事業担当幹事さんの努力で、二つの交流促進事業と理事などとの意見交換会を開催した。令和6年度も、引き続き青年部会活動への参加と協力をお願いしたい。」と開会挨拶。その後、堀部成信会長が議長となって議案審議に入り、令和5年度事業報告・決算、令和6年度事業計画・予算等が原案どおり可決承認され閉会しました。



(7)組合情報交換会 ～大いに盛り上がる!～

毎年恒例である総会終了後の組合情報交換会(親睦会)を開催。約50名が参加し、会の冒頭で、相坂県議会議員からのご挨拶を頂き、歓談した後に、会の終わりに急遽駆けつけて頂きました衆議院議員で前自民党県連会長である城内実先生から、歓迎と激励のお言葉を頂き、情報交換会は大いに盛り上がりました。



理事長挨拶



相坂県議挨拶



城内先生挨拶



2 理事会と会計監査

(1)令和6年4月 会計監査 ～令和5年度決算～

令和6年4月中旬午後に組合事務所の会議室で、組合事務局は監事2名（土谷監事、佐野監事）による会計監査を、理事長及び総務担当副理事長と税理士事務所長も同席し、監査を受けました。

会計帳簿や関係書類等を長時間確認していただき後、「適正に処理されている」との監査結果を頂きました。

さらに、税理士事務所長から、新しい会計方法となったので、今後の事務局の帳簿の確認や監査の仕方などアドバイスを頂きました。



(2)令和6年4月第1回理事会～総会開催案など～

4月18日(木)午後、組合事務所の会議スペースで令和6年度第1回理事会が5名の理事の出席のもと開催されました。

議題は、本決算報告、総会開催案、総会資料の最終確認、今後の組合の取組内容などです。また、令和6年度共同受注状況（中間）と法令遵守の徹底などについても報告しました。



3 ボランティア協会へ支援金の送付と、協会から感謝状の贈呈

今年1月1日に発生した能登半島地震では、能登半島中心に甚大な被害を及ぼしました。被災された多くの皆様は厳冬期の中で避難所などに過ごされ、一刻も早く元の生活に戻れますよう心から願っております。

こうした中、当組合では組合活動30年事業の一環として、被災地のボランティア活動を支援するため、3月14日に特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会に能登半島地震への支援金として30万円を送りました。

その後、ボランティア協会から当組合へ感謝状を贈呈したいと相談があり、総会時にボランティア協会の小野田理事長が駆けつけ、当組合の西川理事長に感謝状を贈呈しました。

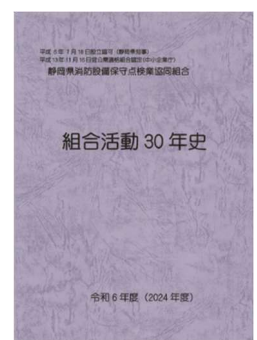


4 組合活動30年史の発刊

昨年から前専務理事の仁科さんが昼夜を惜しんで作成を進めていた「組合活動30年史」を発刊することが出来ました。

この作成にあたり、川勝平太前静岡県知事、中沢公彦前県議会議員、静岡県消防長会の池田会長、静岡県中小企業団体中央会前山内会長からこの組合活動30年に向けてメッセージを頂きました。

この冊子では、組合活動の30年の歴史や、組合の組織体制や官公需適格組合の責務などを分かりやすく紹介されており、組合員には是非熟読して欲しい内容となっております。



5 共同受注業務における法令遵守等の徹底について(令和6年4月19日付)通知

組合は、令和6年4月19日付けの理事長通知で、「令和6年度共同受注業務における法令遵守等の徹底について」を发出し、適正な保守点検の実践を組合内に徹底しました。

本組合は「法令遵守の徹底」を組合の強味としてアピールするだけでなく、組合内外へ「法令遵守の徹底」を実践するよう繰り返し呼び掛けるなど、本組合の注目は益々高まっています。

このような中、点検業務に携わる組合関係者の気の緩みやコンプライアンスへの無理解が、組合に対する信頼を揺るがせ、組合活動そのものに大きな影響を与える結果を招きます。

については、全ての組合員及び組合関係者におかれましては、下記事項の徹底をお願いします。特に、点検現場への徹底は口頭又は文書により確実にお願いします。

記

- 1 お客様に信頼される適正点検の徹底
- 2 有資格者点検の厳守
 - ・組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反の防止を徹底すること。
- 3 点検結果報告書の確実な作成
 - ・実施点検の内容・不具合の食い違いがないか必ず見直しチェック。
 - ・特に、点検者と報告書作成者が別人である場合はチェックを徹底する。
 - ・チェックはやりっ放しにしない。「～だろう」、「～のはず」は厳禁。
 - ・提出時に、点検者と更に別の者として二重チェックを必ず行うこと。
- 4 法令上又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に実施
- 5 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認
- 6 お客様との「報連相(ほうれんそう)」、組合及び幹事会社との「報連相(同)」

6 常用従業員・有資格者調査結果(令和6年4月末現在)

組合員の協力で毎年実施している「4月末現在の常用従業員・有資格者調べ(令和6年4月末現在)」の集計結果がまとまりました。

1 集計結果

項目	R6,4末	対前年同期比
組合員数	61組合員	—2組合員
正規従業員総数	658人	+7人
うち技術従業員	479人	+6人
1) 消防設備士(実人数)	416人	+4人
2) 点検資格者(同上)	286人	▲4人
3) 電気工事士(同上)	206人	▲8人
4) 自家発電専門技術者(同上)	42人	±0人
5) 防火設備検査員(同上)	77人	+3人

2 年度事の推移

各年 4月末	正規 従業員	うち技術 従業員	消防 設備士	点検 資格者	電気 工事士	自家発 専門技術者	防火設備 検査員
R6(2024)年	658	479	416	286	206	42	77
R5(2023)年	651	473	412	290	214	42	74
R4(2022)年	645	454	394	270	206	41	77
R3(2021)年	640	441	388	262	191	38	74
R2(2020)年	644	427	374	253	180	35	70
H29(2917)年	586	389	344	237	132	23	53

◆◇◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◇◆

～ 誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）に対する法的対応～



前回に引き続いて、誹謗中傷に対する法的対応の中で、例外的に名誉棄損に該当しない場合についてのお話をしていきます。

今回は、その例外的な場合に該当しない4つの要件の①についてお話をしたので、今回は、続きの②からお話します。

②は公表する目的から専ら公益を図る点にあることとは、文言どおり、当該表現行為の目的が主に公益を図る点にあるという意味です。

この点、裁判においては、前回お話した①の要件（当該事実が公共の利害に関する事実であること）に該当すると、特段の事情がない限り、②の要件の公益目的もであると推認される傾向にあります。

よって、当該表現行為が名誉棄損に該当すると主張する側が、その目的が公益目的にではなく、嫌がらせや復讐といった別の目的であることを主張・立証して、この推認を覆すことが必要となります。

もっとも、仮に、当該表現行為をした者が、当該表現行為の対象者に対して、個人的な恨み等を持っていたとしても、同時に公益目的も有していた場合には、どちらが主たる目的あるのかが判断され、公益目的が主たる目的であると認められれば、②の要件が満たされることとなります。

なお、公務員または公務員の候補者に関する事実については、公務員としての資質や能力に全く関係のない事実を除いて公共性や公益性が認められます（刑法第230条の2第3項）。

この規定は、民事訴訟においても、妥当すると解釈されています。

次に、③の要件ですが、当該事実が真実であると証明されることとは、文字通りの意味ですが、重要な部分が真実であると証明されれば足りると考えられております。

そして、重要な部分かどうかについては、一般人を基準にして、当該表現行為の中心的な主題や命題は何かという基準で判断されます。

もっとも、表現行為には、単純に事実のみを表現している場合（例えば、Aはテストで0点しかとったことがない。）と事実に加えて、意見や論評をしている場合（例えば、Aはテスト0点しかとったことがないから、頭が悪い。）があります。どちらも、真実性の証明の対象となるのは、「Aはテストで0点しかとったことがない。」という事実のみであり、「頭が悪い。」という意見や論評部分は証明の対象とならないことに注意して下さい。

以上

（参考：前号から）

例外的に名誉棄損に該当しない4つの要件

- | | |
|--|--------|
| ①当該事実が公共の利害に関する事実であること。 | …前号で紹介 |
| ②公表する目的が専ら公益を図る点にあること。 | …今回紹介 |
| ③当該事実が真実であると証明されること。 | …今回紹介 |
| ④仮に、当該事実が真実であることの証明ができなくても、当該事実であると信じることにつき相当な理由があると証明されること。 | …次回紹介 |

顧問弁護士 吉川 友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290



○ 組合員の異動（お知らせ）；

ムラツウ 新住所：浜松市中央区高丘東2丁目17-29 R6.4.23

※浜松市内の組合員の住所については、行政区の変更に合わせて修正しました。

<組合員名簿>

会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株)本社	飯塚史洋	富士市川成島	0545-63-2178
沼津支店	鈴木広昭	沼津市沼北町	055-923-3363
鈴与技研(株)東部営業所	高田靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災(株)	土谷直人	裾野市佐野	055-992-5213
(株)アオイテレテック	佐野靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
(株)SG 防災テクノサービス	杉村友也	藤枝市田沼	054-637-1260
(株)共同設備	高沢豊秀	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
消防機材山治(株)	福井隆幸	静岡市葵区	054-248-0119
鈴与技研(株)本社	杉山和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
関防災設備	関真之進	静岡市清水区	054-351-1557
(株)セキユア	石神利明	島田市金谷	0547-47-3100
セルコ(株)静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210
セルコ産業(株)	西川和宏	静岡市駿河区	054-260-6009
太平エフ・イー・システム(株)	平野和真	静岡市駿河区	054-257-6855
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466
日興電気通信(株)静岡営業所	奥田敏光	静岡市駿河区	054-266-6762
(株)日本防災システム	大島至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村英樹	静岡市葵区	054-277-3194
(株)ピーティーエス	坪井政春	静岡市清水区	054-388-9989
(株)富士消防機商会	荒瀬敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093
宮崎設備	宮崎誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
E.BOSAI	太田悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019
(株)石垣防災	石垣益年	浜松市浜名区	053-587-5699
(株)エイト・エス・イー・エム	町田和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407
(株)遠州消防設備	神谷知宏	磐田市天竜	0538-34-6574
太田防災	太田清広	浜松市天竜区	053-925-2814
木下電気(株)	木下哲志	浜松市浜名区	053-582-3930
北沢防災設備(株)	北澤浩之	浜松市浜名区	053-586-4100
(株)北島電設	北島 実	浜松市中央区	053-433-5303
(株)久嶋防災	久嶋宏之	浜松市中央区	080-2662-3019

<賛助会員名簿>

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株)静岡営業所	中矢直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株)静岡支社	高沢豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナニック(株)エレクトリックワークス社静岡(株)	竹内宗蔵	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株)静岡支社	丸山清太郎	静岡市駿河区	054-202-3811

会社名	代表者	住所	電話
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中央区	053-474-3837
三興電機(株)	村串守啓	浜松市中央区	053-436-5111
(株)高防防災メンテナンス	季高典裕	浜松市中央区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木政則	浜松市中央区	090-5118-8048
(株)鈴木防災	鈴木啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
鈴木防災	鈴木芳武	浜松市中央区	053-465-6334
鈴与技研(株)西部営業所	川村孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具(株)	松井清海	浜松市浜名区	053-586-4456
セルコ(株)本社	西川和宏	浜松市中央区	053-463-1341
掛川営業所	高島俊太郎	掛川市藪ヶ谷	0537-22-0119
磐田営業所	鈴木睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
湖西営業所	古橋佳彦	湖西市吉美	053-575-3119
相互電池産業(株)浜松事務所	石原忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	053-523-7500
(株)タナカ総合	田中誠次	浜松市中央区	053-543-9723
中部防災工業(株)	松坂直和	浜松市中央区	053-438-3081
TF サービス	古橋有一朗	浜松市中央区	090-7617-8408
電通システム(株)	木下敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中央区	053-463-5601
東海防災(株)	大村 誉	浜松市中央区	053-474-2627
(株)豊田消防設備	金原克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信(株)本社	堀部成信	浜松市中央区	053-439-1125
ニッコウプロセス(株)	加藤裕介	浜松市中央区	053-439-1122
(株)日本防火研究所	市川智也	浜松市中央区	053-461-1373
(株)袴田防災設備	竹内宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
浜松総合防災設備(株)	伊藤直人	浜松市中央区	053-465-4664
(株)富士電機浜松	小池浩司	浜松市中央区	053-464-1183
(同)藤屋設備	近藤奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
防災設備社(株)	金野 均	浜松市中央区	053-423-0119
(株)北部防災工業	鈴木康之	磐田市大久保	0538-38-1742
宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	090-5454-2003
ムラツウ	村松哲也	浜松市中央区	053-437-6711
ライト・アーマー	中村文彦	浜松市中央区	080-5130-1996

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
事務局長	伊藤 晃	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	